

民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚  
書

目次

- 第一条 目的及び範囲
- 第二条 I G Aとの関係
- 第三条 定義
- 第四条 ゲートウェイの概要
- 第五条 ゲートウェイの要素
- 第六条 計画の主要な里程標
- 第七条 責任
- 第八条 運営
- 第九条 資源

第十条 運用

第十一条 利用

第十二条 安全

第十三条 搭乗員

第十四条 輸送及び他の輸送機

第十五条 通信

第十六条 知的財産

第十七条 資金に関する措置

第十八条 広報

第十九条 物品及び技術データの移転

第二十条 惑星の生物学上の保護

第二十一条 協議及び紛争解決

第二十二条 MOUの改正

第二十三条 言語

第二十四条 最終規定

日本国政府（以下「GOJ」という。）及びアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「NASA」という。）は、

千九百九十八年一月二十九日に署名された民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定（以下「IGA」という。）を想起し、

千九百九十八年二月二十四日に署名された民生用国際宇宙基地のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書（以下「GOJとNASAとの間のISS・MOU」という。）を想起し、

千九百九十八年一月二十九日に署名された民生用国際宇宙基地のための協力に関するアメリカ合衆国航空宇宙局とカナダ宇宙庁との間の了解覚書（以下「NASAとCSAとの間のISS・MOU」という。）を想起し、

千九百九十八年一月二十九日に署名された民生用国際宇宙基地のための協力に関するアメリカ合衆国航空宇宙局と欧州宇宙機関との間の了解覚書（以下「NASAとESAとの間のISS・MOU」という。）を

想起し、

千九百九十八年一月二十九日に署名された民生用国際宇宙基地のための協力に関するアメリカ合衆国航空宇宙局とロシア宇宙庁との間の了解覚書（以下「NASAとRSAとの間のISS・MOU」という。）を想起し、

国際宇宙基地における二十年以上にわたるNASA、GOJ、カナダ宇宙庁（以下「CSA」という。）、欧州宇宙機関（以下「ESA」という。）及びロシア宇宙庁（現在の国営宇宙公社ROSCOSMOS（以下「ROSCOSMOS」という。））の間の成功裡に維持されている協力関係並びに既存の協力関係に有人探査の次の段階を加えることによつて当該協力関係を進展させるとの希望を考慮し、

NASA、GOJ、CSA、ESA及びROSCOSMOSが、国際宇宙基地及びこれに対する能力の追加が多様な能力（将来あり得べきミッション（例えば、あり得べき月面基地、火星有人ミッション）の中継基地を含む。）を提供し得ることを予見していたことを考慮し、

NASA、GOJ、CSA、ESA及びROSCOSMOSが、月及び火星の持続的な探査及び利用を可能にする次の一步としての月周回有人拠点（以下「ゲートウェイ」という。）に関するNASAの指導的役

割の下での協力を通じてこの相互に有益な協力関係を継続させることについて共通の関心を有しており、これがGOJとNASA、アメリカ合衆国政府とカナダ政府、NASAとESA及びNASAとROSCOSMOSとの間の了解書の作成過程において反映されたことを認識し、

ゲートウェイに関する計画されている協力が、宇宙空間の探査及び平和的利用における協力を更に促進し、科学的活動を可能にし、先端技術の発展を促し、新たな宇宙の経済を發展させ、地球上の市民のための宇宙探査の社会的利益を引き続き活用し、並びに公衆を鼓舞するであろうことを確信して、次のとおり協定した。

#### 第一条 目的及び範囲

1 この了解覚書（以下「ゲートウェイMOU」又は「MOU」という。）は、ゲートウェイの詳細設計、開発、運用及び利用について、平和的目的のための真の協力関係を基礎とし、及び第二条（IGAとの関係）の規定に従い、かつ、国際法に従い、GOJとNASA（以下併せて「両当事者」といい、個別に「当事者」という。）との間の取極を定めることを目的とする。

2 GOJは、日本国の法令に従い、このMOU及び実施取決めに定めるゲートウェイに関する協力を行う

責任を有する。G O J は、I G A 第四条（協力機関）に定めるところにより、ここに、協力を実施する責任を有する自己の協力機関として文部科学省（以下「M E X T」という。）を指定する。M E X T は、この M O U 第二十二條（M O U の改正）及び第二十四條（最終規定）4 の規定を除くほか、この M O U 及び実施取決めを実施する。宇宙航空研究開発機構（以下「J A X A」という。）は、適当な場合には、この M O U 及び実施取決めの実施について M E X T を支援することができる。

### 3 ゲートウェイ M O U の具体的な目的は、次のとおりとする。

- (a) ゲートウェイの詳細設計、開発、運用及び利用における両当事者と他のゲートウェイ参加機関との間の協力のための基礎を提供すること。
- (b) 両当事者の相互の及び他のゲートウェイ参加機関に対する約束及び責任を詳細に定めること。
- (c) ゲートウェイの詳細設計、開発、運用及び利用のための効果的な計画立案及び調整を確保するために必要な運営の仕組みを確立すること。
- (d) 安全、持続的、効率的及び効果的な方法によるゲートウェイの運用を確保すること。
- (e) ゲートウェイ及びこれを構成する要素の概要を示すこと。

- (f) 宇宙探査における一層の協力を可能にすること。
- 4 このMOUについては、ゲートウェイの詳細設計、開発、運用及び利用についてのみ適用するものとし、次のものを含むものと了解する。
  - (a) 地球上で行われる活動及び宇宙における活動
  - (b) ゲートウェイを超えるミッションを支援するための活動であつて、ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用するもの
  - (c) 第五条（ゲートウェイの要素）に掲げる要素
- 5 両当事者は、このMOUを更に実施するため、両当事者間の又は他のゲートウェイ参加機関との間の書面による将来の取決めに署名することができる。

## 第二条 IGAとの関係

- 1 このMOUは、IGAの関連規定に基づく。このMOUは、国際宇宙基地に対する能力の追加及び分担としてゲートウェイを実施するため、GOJとNASAとの間のISS・MOU第十四条（宇宙基地の発展）6の規定により可能とされる。

2 IGA第十四条（発展）及び第十六条（責任に関する相互放棄）並びにGOJとNASAとの間のISS・MOU第十四条（宇宙基地の発展）の規定は、IGA第十四条（発展）2及びGOJとNASAとの間のISS・MOU第十四条（宇宙基地の発展）2の規定に従い、1に規定する能力の追加及び分担について適用する。

3 このMOUの下での協力は、IGA第九条（利用）、第十二条（輸送）、第十三条（通信）、第十五条（資金）1から4まで、第十七条（責任条約）3、第二十五条（効力発生）、第二十六条（特定の締約国）の間において生ずる効果）及び第二十七条（改正）の規定を除くほか、他の全てのIGAの規定に従い、かつ、これを条件として行われる。

4 このMOUの適用上、IGAにおける「宇宙基地」については、1に規定する能力の追加及び分担についても適用するものと解する。

5 IGAのいかなる規定にもかかわらず、また、ゲートウェイ参加機関でない第三者が国際宇宙基地計画の他の側面において役割を有し得るかどうかを問わず、このMOUは、当該第三者の権利又は義務を確立させるものではない。

### 第三条 定義

このMOUの適用上、次の定義を適用する。

#### 1 ゲートウェイ参加機関

「ゲートウェイ参加機関」とは、NASA並びにIGA第三条及び第四条に規定する国際宇宙基地参加主体又は協力機関であつてゲートウェイを実施するためのNASA又はアメリカ合衆国政府との了解覚書に署名するものをいう。

#### 2 貢献者

「貢献者」とは、当事者の契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）であつて、このMOUの履行に関連する活動に従事するものをいう。

#### 3 関係者

「関係者」とは、次のものをいう。

- (a) 当事者の契約者若しくはその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）又は当事者の利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者及び顧客を含む。）

- (b) 当事者の利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者及び顧客を含む。）の契約者又はあらゆる段階のその下請契約者（あらゆる種類の供給者を含む。）
- (c) 被譲与者その他の当事者の協力団体又は研究者（あらゆる段階の協力団体及び研究者を含む。）
- (d) 被譲与者その他の当事者の協力団体若しくは研究者（あらゆる段階の協力団体及び研究者を含む。）の契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）
- (e) 他の国又はその政府機関若しくは団体（(a)から(d)までのいずれかに該当する者である場合及びその他の形態によりこのMOUに従い行われる活動に関係する場合に限る。）

#### 第四条 ゲートウェイの概要

1 両当事者は、全体的な運営及び調整に関するNASAの指導的役割の下でゲートウェイを建設することを約束するものとし、また、他のゲートウェイ参加機関もこれを約束することを認識する。このゲートウェイについては、次のとおりとする。

- (a) 第八条（運営）の規定に従い、ゲートウェイ参加機関の取組を通じて完成されるものとし、また、各ゲートウェイ参加機関が自己の独立の、かつ、協力的な探査の目的を実現するために利用することがで

きる。

(b) 統合された運用及び利用による単一の宇宙機として運用される多目的施設であつて、様々な軌道に移動することができる。

(c) 有人滞在及び有人運用の定期的な期間（地球からの指令によるより長い期間の自律運用及び遠隔運用によりつながれるもの）のために設計される。

(d) 月周回軌道、月面及び火星並びにこれらを超えてのゲートウェイ参加機関の間における協力の強化を促進する。

(e) 様々な機能及び目的のために使用される。これらの機能及び目的には、次のものを含む。

1 独特の深宇宙の環境における科学的研究、技術開発及び技術実証並びに商業上の活動のためのプラットフォーム

2 深宇宙における生存及び活動の方法の習得（火星有人ミッションを模した活動の支援を含む。）のためのプラットフォーム

### 3 通信施設

- 4 月面における活動及び持続的な探査を可能にするプラットフォーム
- 5 月面有人ミッションのための司令棟
- 6 深宇宙のアセット、技術又は宇宙船の構築、組立て又は試験を行う施設
- 7 消耗品、搭載物及び予備品のための貯蔵庫及び補給の拠点
- 8 将来あり得べきミッション（例えば、火星有人ミッション、小惑星調査ミッション、惑星ロボット探査その他の宇宙探査ミッション）のための中継基地

#### 第五条 ゲートウェイの要素

- 1 ゲートウェイの要素は、飛行要素及び地上支援要素であり、棟、システム、サブシステム、能力及び構成物を含む。

- 2 両当事者は、千九百七十五年一月十四日に作成された宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（以下「登録条約」という。）第二条の規定に従い、いずれの当事者が自己が提供する飛行要素を登録し、又は場合に応じて自己の政府にその登録を要請するかを決定する。この条の規定による登録は、千九百七十二年三月二十九日に作成された宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する

条約（以下「責任条約」という。）に基づく日本国又はアメリカ合衆国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。さらに、各当事者又は場合に依じてその政府は、千九百六十七年一月二十七日に作成された月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約第八条及び登録条約第二条の規定に従い、自己が登録する要素に対して管轄権及び管理の権限を保持する。当該管轄権及び管理の権限の行使については、このMOU、適用されるIGAの規定及び実施取決めの関連規定（これらの文書に定める関連の事務上の仕組みを含む。）に従う。

3 各当事者は、別段の合意がある場合を除くほか、自己が提供する要素を所有する。

4 両当事者は、第八条（運営）の規定に従い、それぞれ、所有及び登録のいかなを問わず、自己のゲートウェイの要素に対する相互の及び他のゲートウェイ参加機関によるアクセス及び利用を確保する。

5 ゲートウェイは、次に掲げる要素で構成する。ただし、両当事者は、これらの要素がゲートウェイの詳細設計、開発及び運用の過程における変更の対象となることを認識する。両当事者は、第八条（運営）の規定に従い、全てのゲートウェイの要素に関する最新の一覧表を維持する意図を有する。

(a) N A S A

1 電力及び推進

2 居住の能力

3 アビオニクス及び通信の基盤

4 物資補給

5 搭乗員の輸送

6 船外活動（EVA）システム

(b) CSA

1 船外ロボットの能力

2 船外のロボティクス・インタフェース

3 船外ロボットの一連の運用

(c) ESA

1 居住の能力

2 月近傍における増強された通信

3 燃料補給及び観測の能力

4 オライオンのミッションを支援するための欧州サービス・モジュール

(d) GOJ

1 居住の能力に係る基盤的機能

2 物資補給

(e) ROSCOSMOS

1 搭乗員エアロック

#### 第六条 計画の主要な里程標

1 目標となる主要な里程標は、次のとおりとする。

(a) 二千二十三年 最初のゲートウェイの要素（電力及び推進）の月周回軌道への運搬

(b) 二千二十三年 月近傍における増強された通信を備えた初期の居住の能力のゲートウェイへの運搬

(c) 二千二十四年 搭乗員による最初のミッションのためのゲートウェイの準備の完了

(d) 二千二十五年 ゲートウェイへの追加的な居住の能力の運搬

- (e) 二千二十六年 ゲートウェイへの船外ロボットの能力の運搬
  - (f) 二千二十七年 ゲートウェイへの燃料補給及び観測の要素の運搬
  - (g) 二千二十八年 ゲートウェイへの搭乗員エアロックの運搬
- 2 里程標の一覧表については、他の開発、運搬、運用及び利用に関する日程とともに、第八条（運営）の規定に従い維持し、及び更新する。

#### 第七条 責任

- 1 NASAは、次の責任を果たすために合理的な努力を払う。
- (a) ゲートウェイの主導機関として、次のことを行う。
    - 1 ゲートウェイの全体的な運営及び調整を行うこと。
    - 2 別段の定めがある場合を除くほか、第八条（運営）の規定に従い、ゲートウェイの運営過程及び委員会を主導し、並びにこれらに参加すること（このMOUに基づく委員会を招集し、及びその議長を務めることを含む。）。
- 3 第十条（運用）の規定に従い、ゲートウェイの運用についての責任を遂行すること。

- 4 ゲートウェイの統合されたシステムズ・エンジニアリング及びリスク管理を行うこと。
- 5 ゲートウェイの利用のための統合を主導すること。
- 6 GOJ及び他のゲートウェイ参加機関と協議の上、検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関するゲートウェイ全体のための統合された要求及び計画を定めること。
- 7 GOJ及び他のゲートウェイ参加機関と共に、必要なゲートウェイの文書を作成すること。
- 8 個々の要素を提供するゲートウェイ参加機関が当該要素に対して行う認証の後、全てのゲートウェイの飛行要素が打上げ、軌道上での組立て及び運用に適していることを認証するために審査を実施すること。
- 9 GOJ及びNASAがこのMOUの下でのそれぞれの責任を果たすための必要に応じ、8に規定する審査へのGOJ及び他のゲートウェイ参加機関の参加を受け入れること。
- 10 ゲートウェイ全体の軌道上での適合性を確保するための必要に応じ、地上統合試験を実施すること。
- 11 搭乗員の滞在時及び非滞在時の期間にゲートウェイに対する指令及びゲートウェイの管制を実時間

で行うためのゲートウェイのための主たるミッション管制センターを設置し、維持し、及び運用すること。

12 G O J 及び他のゲートウェイ参加機関と協議の上、技術・運営情報システムのための情報書式及び通信標準を定め、並びにコンピュータ化された技術・運営情報システムを確立し、及び保守すること。

13 ゲートウェイ全体のアビオニクス及びソフトウェアの基盤及び製品を開発し、及び検証し、並びにアビオニクス及びソフトウェアの統合、試験及び検証の能力を維持すること。

14 ゲートウェイの訓練施設（合衆国に所在するものとし、全てのゲートウェイ参加機関提供の要素について搭乗員を訓練するため並びに統合されたゲートウェイのシステム及び運用について搭乗員及び地上管制員を訓練するために必要な設備、模擬実験の能力及び訓練用ハードウェアであつて、G O J、N A S A 及び他のゲートウェイ参加機関が提供するものを含む。）を設置し、維持し、及び運用すること。

15 相互の合意により、合意されたゲートウェイの訓練の手順及び教程に従い、ゲートウェイの搭乗

員、地上管制員及び支援要員に対し、NASA提供の要素及びその利用のための訓練その他統合されたゲートウェイのシステム及び運用に関する訓練を提供すること。

16 第十三条（搭乗員）の規定に従い、GOJ及び他のゲートウェイ参加機関と共に、搭乗員の健康及び医療に関する方針及び手続を作成し、及び維持し、並びに搭乗員の健康の維持を支援すること。

17 第八条（運営）の規定に従い、GOJ及び他のゲートウェイ参加機関と共に、計画の里程標、詳細な開発日程並びにゲートウェイのための運用及び利用に関する日程及び計画を作成し、維持し、及び実施すること。

18 第十五条（通信）の規定に従いゲートウェイに対する指令並びにゲートウェイの管制及び運用その他の通信の目的のために主要な宇宙・地上通信ネットワークを提供し、並びに他のゲートウェイ参加機関が提供するゲートウェイの通信に対する支援を調整すること。

19 ゲートウェイのための補給手続（補給品の目録一覧、ゲートウェイ上での保守及び在庫品の統合に関するものを含む。）を運営し、及びGOJ又は他のゲートウェイ参加機関が行う補給を調整すること。

20 適当な場合には、第十四条（輸送及び他の輸送機）の規定に従い、ゲートウェイの維持及び運用のための貨物（予備品を含む。）の主要な打上げ及び処分又は回収を行い、並びに第十一条（利用）の規定に従い、多数者間利用計画を実施するための利用に係る活動のための貨物の主要な打上げ及び処分又は回収を行うこと。

(b) G O J を支援するため、次のことを行う。

1 合意された組立て・起動・検証計画に従い、G O J の支援を得て G O J 提供の飛行要素を軌道上で組み立て、及び当該飛行要素のインタフェースを検証し、並びに当該飛行要素の軌道上での起動及び性能検証を支援すること。

2 適当な場合には G O J を支援し、及び G O J がこの M O U の下での自己の責任を果たすために必要な情報を提供すること。

3 相互の合意により、合意されたゲートウェイの訓練の手順及び教程並びに第十三条（搭乗員）の規定による G O J の施設における訓練を支援すること。

4 訓練を支援するため、G O J 提供の要素のための G O J 提供の訓練用ハードウェア、模擬実験の能

力及び文書をNASAの訓練施設に統合すること。

5 相互の合意により、GOJの施設の所在地におけるGOJ提供の要素に関する搭乗員の訓練のため、GOJの施設の所在地における統合された運用管制員の訓練のため及びGOJの運用上の生産物の開発のため、GOJに対し、ゲートウェイ全体のための訓練用資材、遠隔の模擬実験の能力及び関連文書を提供すること。

6 NASAがその利用に応ずることができる限りにおいて、GOJが自己の責任を果たすための必要に応じ、GOJ提供の要素を支援するための運用を行うため、GOJが主たるミッション管制センターを利用することを可能にし、及び支援すること。

7 相互の合意により、GOJがGOJの施設の所在地においてGOJ提供の要素のための遠隔運用を行うための指令を行うことを可能にすること。

8 相互の合意により、主たるミッション管制センターとGOJの施設の所在地との間でデータ（テレメトリ及び運用データを含む。）を配信すること。

9 GOJが策定するGOJ提供の要素のための検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証

に関する要求及び計画の策定について協議し、並びにこれらが検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関するゲートウェイ全体の要求及び計画と同等のものであることを確認すること。

10 計画に関する情報、システム要求及び技術的なインタフェース要求であつて、GOJ提供の要素のゲートウェイへの統合並びに当該要素の調整された運用及び利用のために必要なものをGOJに提供すること。

11 GOJ提供の要素の軌道上での適合性を確保するための必要に応じてGOJと共に地上統合試験を実施し、並びにGOJ及びNASAがこのMOUの下でのそれぞれの責任を果たすための必要に応じて当該試験に際しGOJ及び他のゲートウェイ参加機関の人員を受け入れること。

12 GOJが検証試験を実施するため、ゲートウェイのエミュレーター又は模擬実験の能力及びGOJの施設とNASAの施設との間のデータ配信のためのネットワーク接続を提供し、及び支援すること。

13 ミッション要求が満たされることを確保するため、NASAが提供する搭乗の機会を支援するため

の訓練を提供すること。当該訓練は、搭乗員の打上げ及び輸送に係る全ての必要な訓練を含む。

14 相互に合意する連絡員を日本国に派遣し、及び合衆国に受け入れること。

15 相互の合意により、第一条（目的及び範囲）5の規定に基づく他の取決めに従い、ゲートウェイへの搭乗の機会を提供すること。当該搭乗の機会については、GOJの主要な里程標、計画上の制約及び搭乗員の飛行可能性を考慮する。

(c) N A S A提供のゲートウェイの要素のため、次のことを行う。

1 第五条（ゲートウェイの要素）に規定する要素を提供し、及び第一条（目的及び範囲）5の規定に基づく他の取決めに従い、追加の可能性のある要素を提供すること。

2 月周回軌道に自己の要素を打ち上げ、及び移動させること。

3 維持エンジニアリング、予備品及び運用支援を提供すること。

4 システムズ・エンジニアリング及びシステム統合を行うこと。

5 ゲートウェイ全体のための検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関する要求及び計画と同等の検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関する要求及び計画を策定する

こと。

6 必要に応じて地上支援装置及び飛行支援装置を開発し、及び運用し、並びに合意された要求及びインタフェースに従いこれらの装置の認定試験及び受入試験を実施すること。

7 自己の要素のための設計審査及び認証審査を実施し、並びにGOJ及びNASAがこのMOUの下でのそれぞれの責任を果たすため、必要に応じてこれらの審査へのGOJ及び他のゲートウェイ参加機関の参加を受け入れること。

(d) ゲートウェイを超えるミッションを支援するため、次のことを行う。

1 第八条（運営）の規定に従い、NASA提供の要素を用いてゲートウェイの運用を支援すること（ゲートウェイを超えるミッションを支援するための活動であつて、ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用するものを含む。）。

2 相互の合意により、ゲートウェイを超えるミッション（ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用する活動を含む。）に関する情報を研究し、及び共有すること。

3 相互の合意により、かつ、他の取決めに定めるところにより、ゲートウェイを超えるミッション

(ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用する活動を含む。) についてGOJと協力すること。

2 GOJは、次の責任を果たすために合理的な努力を払う。

(a) GOJ提供のゲートウェイの要素のため、次のことを行う。

1 第五条(ゲートウェイの要素)に規定する要素を提供し、及び第一条(目的及び範囲)5の規定に基づく他の取決めに従い、追加の可能性のある要素又は役務を提供すること。

2 維持エンジニアリング及び予備品を提供すること。

3 GOJ提供の要素の軌道上での適合性を確保するためにNASAの統合検証(実証、検査、分析、及び必要に応じて地上統合試験を含む。)を支援すること。

4 相互の合意により、NASAの地上統合試験及び検証試験を支援するために模擬実験の能力及びエンジニアリング試験装置を提供すること。

5 NASAの全体的なシステムズ・エンジニアリング及びシステム統合についての責任と両立する範囲内で、システムズ・エンジニアリング及びシステム統合を行うこと。

6 N A S A と協議の上、N A S A が定めるゲートウェイ全体のための検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関する要求及び計画と同等の検証、エンジニアリング及び安全・ミッションの保証に関する要求及び計画を策定すること。

7 必要に応じてG O J 提供の要素のための地上支援装置及び飛行支援装置を開発し、及び提供し、並びに合意された要求及びインタフェースに従いこれらの装置の認定試験及び受入試験を実施すること。

8 G O J 提供の要素のための設計審査及び認証審査を実施し、並びにG O J 及びN A S A がこのM O U の下でのそれぞれの責任を果たすため、必要に応じてこれらの審査へのN A S A 及び他のゲートウェイ参加機関の参加を受け入れること。

9 計画に関する情報、システム要求及び技術的なインタフェース要求であって、G O J 提供の要素のゲートウェイへの統合並びに当該要素の調整された運用及び利用のために必要なものを提供すること。

10 軌道上での適合性を確保するためにインタフェース検証試験を実施し、並びにG O J 及びN A S A

がこのMOUの下でのそれぞれの責任を果たすために要求されるところにより、当該試験に際しNASAの人員を受け入れること。

11 GOJ提供の要素がゲートウェイの要求に適合することを確認するための必要に応じ、地上及び軌道上での検証試験の方法及び結果を定め、保存し、及び要請によりNASAに提供すること。

12 合意された組立て・起動・検証計画に従い、GOJ提供の飛行要素の軌道上での組立て及びインタフェース検証を支援すること。

13 合意された組立て・起動・検証計画に従い、NASAの支援を得て、GOJ提供の飛行要素を軌道上で起動し、及びその性能を検証すること。

14 必要なアビオニクス及びソフトウェアの基盤及び製品の媒体を作成し、保守し、及びNASAに送付し、並びにゲートウェイ全体のためのNASAのソフトウェアの統合、試験及び検証の能力を支援すること。

15 ゲートウェイのソフトウェア標準に従い、GOJが提供する要素に関連する飛行ソフトウェア及び地上ソフトウェアを開発し、及び保守すること。

16 G O J 提供の要素のための統合された補給支援を運営し、及びゲートウェイのための N A S A の補給運営（貨物のこん包、搭載に係る要求、ゲートウェイ上での保守及び在庫品の統合を含む。）を支援すること。

17 G O J 提供の要素に関する必要な運用上のデータ（テレメトリ、モデリング及び現状に関するデータを含む。）であって、N A S A が主導的な統合の任務を遂行し、及び主たるミッション管制センターについての責任を果たすために十分なものを当該データを解釈する専門知識とともに提供すること。

18 主たるミッション管制センターにおいて、G O J 提供の要素及びその利用に関する指令の送信及びテレメトリの受信に対する支援（相互に合意する場合には、人員を含む。）を提供すること。

19 相互の合意により、遠隔の管制センター及び遠隔の管制センターに接続している必要な地上ネットワークにおいて、G O J 提供の要素及びその利用に関する指令の送信及びテレメトリの受信のための支援（人員及び装置を含む。）を提供すること。

20 ゲートウェイの搭乗員、地上管制員及び支援要員の訓練のため、N A S A の訓練施設又は相互に合

意する他の施設においてG O J提供の要素のための訓練用ハードウェア、模擬実験の能力及び関連文書を提供し、又は相互の合意により、他のゲートウェイ参加機関が当該訓練用ハードウェア、模擬実験の能力及び関連文書を提供し得るために必要なデータを提供すること。

21 相互の合意により、合意されたゲートウェイの訓練の手順及び教程に従い、N A S Aの訓練施設又は相互に合意する他の施設においてゲートウェイの搭乗員、地上管制員及び支援要員に対しG O J提供の要素及びその利用のための訓練、訓練の支援及び訓練の教程を提供し、又は他のゲートウェイ参加機関が当該訓練、訓練の支援及び訓練の教程を提供するよう取り計らうこと。

22 相互の合意により、G O Jの訓練施設におけるG O Jの運用管制員の遠隔訓練を可能にするために必要な装置及び支援を提供すること。

23 相互の合意により、合意されたゲートウェイの訓練の手順及び教程に従い、他のゲートウェイ参加機関の施設における訓練活動を支援すること。

24 G O J提供の要素の打上げ準備及び統合のために支援を提供すること。

25 G O J提供の要素の運用のため、運用上の生産物を開発し、及び提供し、又は他のゲートウェイ参

加機関が当該運用上の生産物を提供するよう取り計らうこと。

26 第十条（運用）の規定に従い、相互の合意により、ゲートウェイの主たるミッション管制センター又は遠隔地においてGOJ提供の要素のための運用を行い、又は他のゲートウェイ参加機関が当該運用を行うよう取り計らうこと。

(b) ゲートウェイ参加機関として、次のことを行う。

1 第八条（運営）の規定に従い、ゲートウェイの運営過程及び委員会に参加すること。

2 必要なゲートウェイの文書の作成を支援すること。

3 適当な場合には、NASA及び他のゲートウェイ参加機関の審査に参加すること。

4 適当な場合にはNASAを支援し、及びNASAがこのMOUの下での自己の責任を果たすために必要な情報を提供すること。

5 GOJのゲートウェイ上での活動の統合及び運用のための計画を準備し、及び実施するためにNASA及び他のゲートウェイ参加機関と共に作業すること。

6 第十三条（搭乗員）の規定に従い、NASA及び他のゲートウェイ参加機関と共に、搭乗員の健康

及び医療に関する方針及び手続の作成及び維持に参加し、並びに搭乗員の健康の維持を支援すること。

7 第八条（運営）の規定に従い、計画の里程標、詳細な開発日程並びにゲートウェイのための運用及び利用に関する日程及び計画の作成、維持及び実施に参加すること。

8 相互に合意する連絡員を合衆国に派遣し、及び日本国に受け入れること。

(c) ゲートウェイを超えるミッションを支援するため、次のことを行う。

1 第八条（運営）の規定に従い、G O J提供の要素を用いてゲートウェイの運用を支援すること（ゲートウェイを超えるミッションを支援するための活動であつて、ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用するものを含む。）。

2 相互の合意により、ゲートウェイを超えるミッション（ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用する活動を含む。）に関する情報を研究し、及び共有すること。

3 相互の合意により、かつ、他の取決めに定めるところにより、ゲートウェイを超えるミッション（ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用する活動を含む。）についてN A S

Aと協力すること。

## 第八条 運営

### 1 一般

- (a) 両当事者は、このMOUに従い、それぞれのゲートウェイの詳細設計及び開発に係る活動を運営する責任を有し、並びに自己が提供する要素の運用及び利用を管理する責任を有する。
- (b) N A S Aは、ゲートウェイの設計、開発、運用及び利用に関する全体的な運営及び調整についての責任を有する。
- (c) 両当事者は、このMOUに規定する委員会及び仕組みにおける意思決定その他の手続に参加し、並びにこれらを実施する。両当事者は、全てのゲートウェイ参加機関の計画における利益を保護するため、ゲートウェイの設計、開発、運用及び利用が最も成功裡に行われるのは、コンセンサスに達する場合又は影響を受ける一若しくは複数のゲートウェイ参加機関の利益が考慮に入れられる場合であることに合意する。
- (d) このMOUに規定する運営過程を通じて行われる決定は、このMOU又は第一条（目的及び範囲） 5

の規定に基づく他の取決めに明示的に定める当該当事者の約束及び責任を当事者の同意を得ることなく修正するものではない。

(e) ゲートウェイは、平和的目的のために利用されるものとする。要素を提供する各当事者は、その要素の企図されている利用が平和的目的のためのものであるかどうかについて審査する。両当事者は、一方の当事者がゲートウェイの特定の活動が平和的目的の趣旨に合致しない可能性があるとの懸念を有する場合には、協議することに合意する。

(f) 両当事者は、いずれかの当事者の要請により、ゲートウェイに関する協力について検討し、及びこれを促進するために会合する。両当事者は、その検討の過程において、このMOUの改正を検討することができるとができる。

## 2 ゲートウェイ多数者間調整委員会（以下「GMCB」という。）

(a) GMCBは、ゲートウェイの設計、開発、運用及び利用に関連するゲートウェイ参加機関の措置の調整を確保するため、定期的に又はいずれかのゲートウェイ参加機関の要請により速やかに会合する。さらに、GMCBは、次のことを行う。

1 ゲートウェイ多数者間計画委員会（GMPB）の決定に対するゲートウェイ参加機関の異議申立てを解決すること。

2 ゲートウェイ参加機関でない者又は当該者の管轄下にある民間団体によるゲートウェイの利用に関するゲートウェイ参加機関からの提案であつて、適当な下部委員会が承認したものについて審査し、及び適時に決定を行うこと。当該決定については、全てのゲートウェイ参加機関に対して事前の通報を行い、かつ、事前にそのコンセンサスを得ることを必要とする。この条の規定の適用上、ESAの加盟国は、「ゲートウェイ参加機関でない者」としない。

3 第十三条（搭乗員） 4の規定に従い、ゲートウェイ多数者間搭乗員運用パネル（GM COP）を設置すること。

(b) G M C Bは、各ゲートウェイ参加機関の代表で構成する。N A S Aの代表は、G M C Bを招集し、及びその議長を務める。

(c) G M C Bの意思決定は、次のとおり行われる。

1 G M C Bの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。

2 コンセンサスに達することができない場合には、議長は、(a) 2 に定める場合を除くほか、決定を行うことができる。

3 当事者は、決定に対して異議を申し立てることを選択する場合には、第二十一条（協議及び紛争解決）の規定に従い紛争の解決が得られるまでの間、自己の要素に関する決定を実施しない権利を有する。ただし、詳細計画及び実施に係る活動に関する場合、安全に関する場合又は他のゲートウェイ参加機関によるゲートウェイの開発及び利用に重大な悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。

4 (c) 3 の規定は、第十条（運用） 7 の規定に従いゲートウェイ参加機関の支援を得てゲートウェイの運用のための詳細計画及び実施に係る活動を行う NASA の権限に影響を及ぼすものではない。

3 ゲートウェイ多数者間計画委員会（以下「GMPB」という。）

(a) GMPB は、次のことを行うため、定期的に又はいずれかのゲートウェイ参加機関の要請により速やかに会合する。

1 多数者間の計画方針を決議すること。

2 第五条（ゲートウェイの要素） 5 の規定に従い、全てのゲートウェイの要素に関する最新の一覧表

を維持すること。

3 ゲートウェイ計画の里程標及びゲートウェイの組立手順を策定し、維持し、及び必要に応じて更新すること。

4 ゲートウェイ参加機関に影響を及ぼす重大な変化に対処すること。

5 ゲートウェイ計画管理委員会（GPCB）の決定に対するゲートウェイ参加機関による異議申立てに関連する問題を解決すること。

(b) GMPBは、各ゲートウェイ参加機関のプログラママネージャ又はこれに相当する者で構成する。J

AXAは、GMPBにおいてGOJを代表する。NASAの代表は、GMPBの議長を務める。

(c) GMPBの意思決定は、次のとおり行われる。

1 GMPBの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。

2 コンセンサスに達することができない場合には、議長は、決定を行うことができる。

3 (c)2の決定については、GMCBに対して異議を申し立てることができる。

4 ゲートウェイ計画管理委員会（以下「GPCB」という。）

(a) GPCBは、ゲートウェイのための意思決定及び次のことを含む複数の重要な任務を行うために定期的に会合する。

1 ゲートウェイの要求、設計、統合された輸送計画立案、実施計画及び要素間インタフェースの定義を管理すること。

2 第十条（運用）7の規定に従い、ゲートウェイの運用のための詳細計画及び実施に係る活動を行う多数者間のチームを設置することによって当該活動を運営し、及び承認すること。

3 ゲートウェイの運用のための日程及び計画を作成し、維持し、及び必要に応じて更新すること。

4 第十一条（利用）3の規定に従い、利用計画を承認すること。

5 開発及び実施に関する調整された詳細日程を作成し、維持し、必要に応じて更新し、及び交換すること。これらの日程は、ゲートウェイの要素のための運搬日程を含む。

6 ミッション要求、運用及び利用の優先事項に基づき、資源の利用を承認すること。

7 第十二条（安全）2の規定に従い、ゲートウェイのための安全要求及び安全計画を承認すること。

8 第十四条（輸送及び他の輸送機）の規定に従い、ゲートウェイへのアクセスを許可すること。

9 第十五条（通信）の規定に従い、ゲートウェイに対する指令並びにゲートウェイの管制及び運用の補完的な支援のための通信システムの追加を許可すること。

10 ゲートウェイを超える他のミッションの運営との間で、ゲートウェイに関連する活動に直接又は間接に影響を及ぼす当該ミッションによる活動について調整すること。

11 必要に応じ、次のものを含む下部委員会、パネル、作業部会及びこれらの組織のために必要な報告体制を設置すること。

i 第十一条（利用）に規定するゲートウェイの利用に関するフォーラム

ii ゲートウェイの船外のロボティクス（インタフェース要求、適合性、計画立案、分析、運用、実施及びインタフェースを含む。）及びその認証を効率的に運営し、及び統合するためのロボティクスに関するフォーラム。当該フォーラムについては、CSAが議長を務め、並びに両当事者及び他のゲートウェイ参加機関の代表で構成する。

(b) 各ゲートウェイ参加機関が自己のミッションのためにゲートウェイにアクセスする権利及びゲートウェイを利用する権利を有していることから、GPCBは、(a)に定める自己の責任の一部として、これ

らのゲートウェイへのミッションのための運用及び支援又はゲートウェイを超えるミッションを支援するための活動であつてゲートウェイにおいて行われ、若しくはゲートウェイの資源を利用するものを審査し、及び承認する。

1 両当事者及び他のゲートウェイ参加機関は、当該ミッション又は当該活動を提案することができ、当該ミッション又は当該活動は、ゲートウェイ参加機関のためのもの又はゲートウェイ参加機関が支援するものとする。一方の当事者が支援するミッションがゲートウェイ参加機関でない者又は当該者の管轄下にある民間団体のためのものである場合には、当該一方の当事者は、GPCBによる一次的な承認の後、2(a)2の規定に従いGMCBの承認を求めなければならない。両当事者は、いずれかの他のゲートウェイ参加機関がゲートウェイ参加機関でない者又は当該者の管轄下にある民間団体のためのミッションを支援する場合には、当該ゲートウェイ参加機関も2(a)2の規定に従いGMCBの承認を求めることとなることを了解する。

2 当事者は、自己が(b)1に規定する承認されたミッション又は活動のために利用される要素を有する場合には、当該ミッション及び当該活動を実現するために必要な詳細計画及び実施に係る活動に参加

する。

3 ゲートウェイへのミッション又はゲートウェイを超えるミッションの全体的な運営については、このMOUの運営過程の範囲外の運営過程であつて、ゲートウェイへの活動を支援するゲートウェイ参加機関が決定するものを通じて行うことができる。両当事者は、ミッションがゲートウェイの運用を直接的に伴う場合に限り、当該ミッションを調整するためにこの条に規定するゲートウェイの運営過程を通じて作業することを要求される。

4 承認されたミッションのためのゲートウェイの要素の利用は、当該ミッションを支援する当事者と自己の要素が利用されるゲートウェイ参加機関との間の当該ミッションに関する別個の協力関係を意味するものではない。

(c) GPCBは、ゲートウェイ参加機関の代表及び追加的なNASAのゲートウェイ計画担当職員、関連するNASAの支援部門職員又はゲートウェイに関連する他のNASAの計画の代表で構成する。JAは、GPCBにおいてGOJを代表する。NASAの代表は、GPCBの議長を務める。

(d) GPCBの意思決定は、次のとおり行われる。

- 1 GPCBの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。
- 2 コンセンサスに達することができない場合には、議長は、決定を行うことができる。
- 3 GPCBの議長の決定のうち、ゲートウェイ参加機関の要素に影響を及ぼすものについては、GM PBに対して異議を申し立てることができる。

#### 第九条 資源

- 1 NASAは、前条（運営）の規定に従い、ゲートウェイの計画立案上の要求、運用及び利用を実施するため、ゲートウェイの資源の利用を全体を統合して管理する。
- 2 ゲートウェイの資源には、搭乗員の作業時間（搭乗期間中のものに限る。）、電力、熱、消耗品、データ及び通信の管理、容積及び収容能力、エアロックの使用、取付位置、ロボット・サービス並びに輸送を含む。

#### 第十条 運用

- 1 ゲートウェイは、第四条（ゲートウェイの概要）1(b)の規定に従い、統合された運用による単一の宇宙機として運用される。ゲートウェイの運用には、ゲートウェイを支援するための地上及び宇宙の双方にお

ける活動（指令及び管制、補給、訓練、統合、安全、ゲートウェイを超えるミッションを支援するための活動であつて、ゲートウェイにおいて行われ、又はゲートウェイの資源を利用するもの等）を含む。

2 NASAは、統合されたゲートウェイの運用（ゲートウェイのシステムに対する指令及びゲートウェイのシステムの管制並びに運用、組立てに係る活動、補給、運用上の計画及び要求、訓練、優先事項並びに搭乗員の予定表の実施を含む。）を管理し、及び実施する。

3 GOJは、自己が提供するゲートウェイの要素を運用する責任を有し、又は他のゲートウェイ参加機関がその運用を行うよう取り計らう責任を有する。GOJは、詳細なエンジニアリング評価を実施するためのエンジニアリング支援及び自己が提供するゲートウェイの要素の運用上の管制に必要な実時間での運用支援を提供し、又は他のゲートウェイ参加機関がこれらを提供するよう取り計らう。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、自己が提供するゲートウェイの要素を運用する責任を有することを了解する。

#### 4 ミッション管制センター

(a) NASAは、ゲートウェイのための主たるミッション管制センターを提供し、及び運用する。NASAは、テキサス州ヒューストンのミッション管制センターをゲートウェイのための主たるミッション管

制センターとする意図を有する。N A S Aは、必要に応じ、この措置の更新であつて、G O J又は他のゲートウェイ参加機関に影響を及ぼすものを調整する。

(b) G O Jは、相互の合意により、自己の要素を支援するため、主たるミッション管制センター又は遠隔地において、運用を行うことができる。

(c) N A S Aは、相互の合意により、主たるミッション管制センターを支援するためのG O J提供の人員を受け入れる。

(d) N A S Aは、G O JがG O Jの施設の所在地においてG O J提供の要素のための遠隔運用を行うため、テレメトリの受信及び指令の送信を可能にする。これは、相互の合意により実施される。

## 5 船外のロボティクスの運用

両当事者は、次のことを了解する。

(a) C S Aがゲートウェイの運用及び利用に係る活動を実施するために一連の船外のロボティクス・サービスを提供する意図を有すること及びこのため、C S Aがカナダにおいて船外のロボティクスの運用のための管制センターの機能を提供する意図を有すること。C S A提供の管制センターは、指令の送信及

びテレメトリの受信を支援するため、主たるミッション管制センターと連携することを目的とするものである。

(b) ゲートウェイ参加機関が、CSA及びゲートウェイ参加機関の相互の合意により、CSAのロボティクスの運用を支援するための人員を提供することができること。

6 両当事者は、ゲートウェイ参加機関が、ゲートウェイ参加機関及びNASAの相互の合意により、主たるミッション管制センター又は遠隔地において利用に係る活動を実施することができることを了解する。

7 NASAは、ゲートウェイの運用のための詳細計画及び実施に係る活動について、これらが実時間の運用に関連することから、これらを行う権限（ゲートウェイの搭乗員及び宇宙機の安全の維持、ゲートウェイのシステムが運用可能な状態であることの確保並びにミッションの成功及び利用の確保を含む。）を有する。詳細計画及び実施に係る活動については、次のとおり運営する。

(a) GPCBは、第八条（運営）4(a)2の規定に従い、ゲートウェイの運用のためのこれらの活動を行う多数者間のチームを設置する。

(b) NASAは、(a)に規定する多数者間のチームの議長を務める。GOJは、当該チームの構成員とな

る。JAXAは、当該チームにおいてGOJを代表する。コンセンサス方式による決定が得られない場合には、NASAは、ゲートウェイの運用のための詳細計画及び実施に係る活動を行うために必要な決定を行う。

8 両当事者又はその関係者は、別段の合意がある場合を除くほか、その飛行の全ての段階について、自己の輸送機を運用する責任を有する。NASAは、ゲートウェイの文書に定める統合された共同運用の間、輸送機の全体的な安全、輸送時期及び共同ミッションの成功に係るミッション権限を有する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関及びその関係者が、NASAと当該他のゲートウェイ参加機関とが別段の合意をする場合を除くほか、その飛行の全ての段階について、自己の輸送機を運用する責任を有し、並びにNASAが、輸送機の全体的な安全、輸送時期及び共同ミッションの成功に係るミッション権限を有することを認めることを了解する。

#### 第十一条 利用

1 GPCBは、ゲートウェイの科学上、技術上及び商業上の利用に係る活動を管理するためのゲートウェイの利用に関するフォーラムを設置する。各当事者は、当該フォーラムに参加する権利を有する。当該

フォーラムについては、NASAが議長を務めるものとし、ゲートウェイ参加機関の代表で構成する。JAXAは、当該フォーラムにおいてGOJを代表する。当該フォーラムの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。コンセンサスに達することができない場合には、議長は、決定を行うことができる。当該決定については、GPCBに対して異議を申し立てることができる。

2 ゲートウェイの利用に関するフォーラムは、資源の利用可能性に応じ、各ゲートウェイ参加機関の優先度の高い利用の目的を調整し、及び統合するための多数者間利用計画を作成する。当該利用計画には、搭乗員の滞在時及び非滞在時の期間中のゲートウェイにおける船内及び船外での科学上の活動及び研究に係る活動、技術実証、小型衛星関連活動並びに商業上の活動を含むことができる。当該フォーラムは、また、補給機、搭乗員の輸送又は他のいずれかの宇宙機を伴う利用に係る活動を取り扱うことができる。利用については、通常の計画実施立案の一部として、他のゲートウェイ計画の目的、活動及び優先事項に統合する。

3 ゲートウェイの利用に関するフォーラムは、ゲートウェイ参加機関の間における実験及びハードウェアの重複を最小にし、又は排除し、効率化及び協力の機会を特定し、並びに利用可能な資源を最大にするよ

う努める。当該フォーラムは、2に規定する利用計画を策定するための手続を定める。当該フォーラムが策定する当該利用計画については、GPCBが承認する。

4 両当事者は、それぞれが提供する搭載物及び実験に係る活動及び経費（実験の設計、開発、試験及び評価（DDT&E）、搭載物の地上処理、搭乗員の訓練、運用、データの地上配信及び保管並びに搭載物及び実験の予備品及び消耗品並びに搭載物及び実験のための関連装置の提供を含む。）について責任を有する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関がそのような活動及び経費について同様に責任を有することを了解する。搭載物についての責任及び経費については、二以上のゲートウェイ参加機関の間で分担することができる。搭載物のインタフェースを有する要素を提供する当事者は、搭載物の試験、認証及びインタフェースの運用支援を含め、当該要素に影響を及ぼす2に規定する利用計画の部分に應ずる責任を有する。両当事者は、搭載物のインタフェースを有する要素を提供する他のゲートウェイ参加機関も、搭載物の試験、認証及びインタフェースの運用支援を含め、当該要素に影響を及ぼす当該利用計画の部分に應ずる責任を有することを了解する。

5 ゲートウェイの利用に関するフォーラムを通じて承認される特定の共同の利用に係る活動に関する実施

の詳細（それぞれの責任、里程標、研究及びデータの共有に関する計画を含む。）については、第一条（目的及び範囲）5の規定に基づく他の取決めにより定める。

6 両当事者及び他のゲートウェイ参加機関は、ゲートウェイの利用に関するフォーラムに対し、ゲートウェイ参加機関でない者又は当該者の管轄下にある民間団体による利用を提案することができる。その提案が多数者間利用計画に追加され、及び当該利用計画がGPCBによって承認された後、ゲートウェイ参加機関でない者又は当該者の管轄下にある民間団体によるゲートウェイの利用を提案した当事者は、第八条（運営）2(a)2の規定に従い、承認を求める。

## 第十二条 安全

- 1 NASAは、搭乗員及びゲートウェイの安全を確保する全体的な責任及び権限を有する。
- 2 NASAは、1に規定する責任を果たすため、第八条（運営）の規定に従い、ゲートウェイのための安全要求及び安全計画を策定するためにGOJ及び他のゲートウェイ参加機関と作業する。
- 3 両当事者は、ゲートウェイに関してそれぞれが提供するハードウェア及びソフトウェアのための詳細な安全要求及び安全計画を策定する。当該安全要求及び安全計画は、両当事者及び他のゲートウェイ参加機

関がゲートウェイに関して定める安全要求及び安全計画に適合し、又はこれらを上回らなければならぬ。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関もこれらの要件を満たす計画を作成することを了解する。

4 両当事者は、ゲートウェイ計画が存在する間を通じて全ての適用されるゲートウェイのための安全要求及び安全計画を実施し、並びにGOJは、NASAに対し、GOJが提供するゲートウェイの要素及び搭載物について、当該安全要求及び安全計画が実施されていることを認証する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、ゲートウェイ計画が存在する間を通じて全ての適用されるゲートウェイのための安全要求及び安全計画を実施し、並びにNASAに対し、それぞれが提供するゲートウェイの要素及び搭載物について、当該安全要求及び安全計画が実施されていることを了解する。

5 NASAは、ゲートウェイ全体がゲートウェイのための安全要求を実施していることを認証する。

6 NASAは、GOJ及び他のゲートウェイ参加機関の参加を得て、ゲートウェイの要素、打上げコンボ品、搭載物並びに利用機器及び利用に係る活動について、統合された安全審査を実施する。

7 両当事者は、自己が提供する要素、搭載物並びに利用機器及び利用に係る活動についての安全審査を実施する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、自己が提供する要素、搭載物並びに利用機器及び利

用に係る活動についての安全審査を実施することを了解する。N A S A は、適当な場合には、G O J 及び他のゲートウェイ参加機関の審査に参加し、及びこれを支援する。両当事者は、N A S A 実施の審査とG O J 実施又は他のゲートウェイ参加機関実施の審査との間の重複を最小にするために、安全審査の範囲を定める意図を有する。

8 両当事者は、自己が実施する安全審査が、他方の当事者若しくは他のゲートウェイ参加機関が提供する要素及び搭載物に関する場合又は他方の当事者若しくは他のゲートウェイ参加機関の搭乗員の安全に関する場合において、適当なときは、I G A 第十九条（データ及び物品の交換）及びこのM O U 第十九条（物品及び技術データの移転）の関連規定に従うことを条件として、相互に及び他のゲートウェイ参加機関に対して当該安全審査に参加することを認める。両当事者は、当該安全審査を支援するために必要な場合には、安全に関する補助的な文書を提供することにも合意するものとし、また、他のゲートウェイ参加機関も当該安全審査を支援するために必要な場合には、安全に関する補助的な文書を提供することを了解する。

9 両当事者は、ゲートウェイ及びその搭乗員の安全を保護するため、他のゲートウェイ参加機関の協力を

得て、軌道上における緊急事態及び不測事態に関する不測事態対応手続及び飛行規則を定める。両当事者は、当該不測事態対応手続及び飛行規則の範囲外で必要となる運用については、時間がある場合には、第十条（運用） 7 の規定に従い、他のゲートウェイ参加機関の協力を得て、ゲートウェイの運用のための詳細計画及び実施に係る活動を行う多数者間のチームと協議する。コンセンサス方式による決定が必要な時間内に得られない場合には、NASAは、ゲートウェイ及びその搭乗員の安全を保護するために必要な決定を行う。

### 第十三条 搭乗員

1 両当事者は、ゲートウェイにおいて業務を行う有資格の搭乗員を提供するものとし、また、他のゲートウェイ参加機関もゲートウェイにおいて業務を行う有資格の搭乗員を提供することを了解する。

2 両当事者は、GOJ及び合衆国政府がIGA第五条（管轄権及び管理の権限）の規定に従い、自国民であるゲートウェイ上の人員に対して管轄権及び管理の権限を保持することに留意する。各当事者は、自己が提供するゲートウェイ上の人員であつて、日本国又は合衆国以外の国の国民であるものに対する刑事裁判権に関する問題を飛行前にGMCBに提起する。当該管轄権及び管理の権限（IGA第二十二條（刑事

裁判権)の規定の適用上、刑事裁判権を含む。)の行使については、このMOU、適用されるIGAの規定及び実施取決めに関連規定(これらの文書に定める関連の事務上の仕組みを含む。)に従う。

3 ゲートウェイにアクセスする搭乗員は、ゲートウェイを超えるミッションも実施していることがある。当該搭乗員については、ゲートウェイに滞在している間はゲートウェイ搭乗員とみなす。

4 ゲートウェイ多数者間搭乗員運用パネル(以下「GM COP」という。)

(a) GM COPは、ゲートウェイ参加機関に影響を与えるゲートウェイ搭乗員に関する事項(ゲートウェイ搭乗員の選抜、認証、割当て、訓練及び飛行準備の決定に関する手続及び基準を含む。)を最上位で調整し、及び解決するための主要な場である。GM COPは、ゲートウェイのための搭乗員の訓練を定める。両当事者は、ミッション要求及び搭乗の機会に基づき、ゲートウェイ搭乗員に関する自己の候補をGM COPに提案する。GM COPが当該候補がゲートウェイ搭乗員の基準を満たしていると決定した場合には、両当事者の関連する内部手続による承認を条件として、当該候補は、特定の搭乗周期のための搭乗員として任命される。そのようにして任命された全ての搭乗員は、ゲートウェイの運用及び利用を行うために必要な技能を習得するため、ミッション固有の訓練を開始することが期待される。GM

COPは、搭乗員の健康状態及び訓練期間中の搭乗員の実績の検討結果に基づき、各搭乗員の飛行準備の完了を決定する。当事者は、ゲートウェイ参加機関でない者からの搭乗員を提供する場合には、GM COPによる一次的な承認の後、第八条（運営）2(a)2の規定に従い、GMCBの承認を求めなければならない。

(b) GM COPは、ゲートウェイ参加機関の代表で構成する。JAXAは、GM COPにおいてGOJを代表する。NASAの代表は、GM COPの議長を務める。GM COPの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。コンセンサスに達することができない場合には、議長は、決定を行うことができる。ゲートウェイ参加機関に影響を及ぼすGM COPの議長の決定については、GM COPの設立規則において合意される手続に従い異議を申し立てることができる。

5 ゲートウェイ多数者間医学方針委員会（以下「GMMPB」という。）、ゲートウェイ多数者間宇宙医学委員会（以下「GMSMB」という。）及びゲートウェイ多数者間医療パネル（以下「GMMOP」という。）

(a) GMMPBは、搭乗員の健康に関する宇宙医学に係る方針を作成し、及び定める。GMMPBは、G

M S M B の決定及び所見について審査し、及び同意し、並びに G M M O P に関連する宇宙医学に係る活動を監督する。

1 G M S M B は、ゲートウェイ搭乗員の毎年の医学的認証及び定期的な再認証を行う権限及び責任を有する。これらの搭乗員については、G M S M B に提示する前に、支援する当事者の医療機関が医学的に認証し、及び推薦する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関が自己の搭乗員について同様の認証及び推薦を行うことを了解する。G M S M B は、ゲートウェイの医学上の選抜基準及び認証基準を承認し、及び実施し、並びにゲートウェイの活動を支援する航空宇宙医師を認証する権限及び責任を有する。

2 G M M O P は、ゲートウェイの医療活動及び医学に係る方針の実施を調整し、及び監督する。G M M O P は、全ての搭乗員又は将来の搭乗員に影響を及ぼす健康に関する事項（予防医学戦略（例えば、運用上の対策）、医学監視戦略及び環境監視の実施を含む。）を取り扱う。

(b) G M M P B、G M S M B 及び G M M O P は、それぞれゲートウェイ参加機関の代表で構成する。他の関連する代表は、関連する委員会又はパネルの構成員の合意により、G M M P B、G M S M B 又は G M

M O Pに参加することができる。J A X Aは、これらの委員会及びパネルにおいてG O Jを代表する。N A S Aの代表は、これらの委員会及びパネルの議長を務める。これらの委員会及びパネルの決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。コンセンサスに達することができない場合には、これらの委員会又はパネルの議長は、決定を行うことができる。これらの委員会及びパネルの決定は、適当なN A S A当局の医学的機能要求に係る決定（G P C Bによって承認される。）のための情報を提供する。G M M P Bの決定又は当該情報を踏まえた当該医学的機能要求に関する手続による決定であつて、ゲートウェイ参加機関に影響を及ぼすものについては、G P C Bに対して異議を申し立てることができる。

6 ゲートウェイにおける人の研究に関する多数者間検討委員会（以下「G H R M R B」という。）

(a) G H R M R Bは、ゲートウェイにおける人を対象とする研究が人の研究の対象の健康、安全又は厚生を損なわず、さらに、全ての実験活動が倫理的な方法で実施されることを確保する。G H R M R Bは、ゲートウェイ参加機関が提案する人の研究の手順をゲートウェイにおけるその実施に先立ち検討し、及び承認する。

(b) GHRMRBは、ゲートウェイ参加機関の代表で構成する。JAXAは、この委員会においてGOJを代表する。NASAの代表は、この委員会の議長を務める。この委員会の決定は、コンセンサス方式によって行われるべきである。コンセンサスに達することができない場合には、提案された研究計画は、安全かつ倫理的な人の研究の目的を実現するための修正の要請とともに、提案を提出したゲートウェイ参加機関に差し戻される。

7 両当事者は、自己の搭乗員が次の条件に従い活動することを確保する。

(a) 自己の搭乗員が有人支援型運用及び関連する訓練のため、他のゲートウェイ搭乗員と共に、一人の指揮官の下で一の統合されたチームとして活動すること。

(b) 自己の搭乗員が統合された搭乗員の原則に従い、他のゲートウェイ搭乗員と共に、全ての運用及び利用に係る活動を実施するための単一の予定表に従い活動すること。

(c) 指揮官が、ゲートウェイ滞在中及び適当な場合には打上げから着陸まで、ミッションの実施及び搭乗員の安全について責任を有すること。GMCOBは、統合された搭乗員の概念の詳細を定める。

8 各当事者は、自己が提供するゲートウェイ搭乗員のための全ての報酬、医療費、地上の生活費及び訓練

について資金上の責任を有する。ただし、G O J及びN A S Aは、相互の及び他のゲートウェイ参加機関のゲートウェイ搭乗員のためのゲートウェイに関する訓練について、費用を免除する。ゲートウェイ搭乗員の訓練については、G M C O Pが定める。

9 両当事者は、ゲートウェイ参加機関が別段の決定をする場合を除くほか、適用される行動規範を遵守し、及び自己が提供する全ての搭乗員が適用される行動規範を遵守することを要求する。

#### 第十四条 輸送及び他の輸送機

1 両当事者は、政府及び民間部門の宇宙輸送システムがゲートウェイに適合する場合には、第八条（運営）の規定に従い、当該宇宙輸送システムを利用してゲートウェイにアクセスする権利を有するものとし、また、他のゲートウェイ参加機関が当該宇宙輸送システムを利用してゲートウェイにアクセスする権利を認める。

2 N A S Aは、第八条（運営）の規定に従い、G O J及び他のゲートウェイ参加機関と協力して、統合された輸送計画立案手続に従いゲートウェイのための打上げ及び回収の輸送サービスを計画し、及び調整する。

3 各当事者は、自己の宇宙輸送システムによって輸送されるデータ及び物品であつて適切な表示がなされているものについての財産権及び秘密を尊重する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、自己の宇宙輸送システムによって輸送されるデータ及び物品であつて適切な表示がなされているものについての財産権及び秘密を尊重することを了解する。

4 両当事者は、宇宙輸送システムを開発し、並びに当該宇宙輸送システムをゲートウェイに技術上及び運用上適合したものとすることを規定する輸送サービスを提供する当事者の義務であることを認識する。両当事者は、その適合性を確保するために必要な情報を相互に又は他のゲートウェイ参加機関に提供する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も当該宇宙輸送システムを開発し、並びに当該宇宙輸送システムをゲートウェイに技術上及び運用上適合したものとすることを認識し、並びに当該輸送サービスを提供する他のゲートウェイ参加機関の義務であることを認識し、並びに他のゲートウェイ参加機関がその適合性を確保するために必要な情報を両当事者に又は相互に提供することを了解する。ゲートウェイへのアクセスのための技術上、運用上及び安全上の要求については、適当な計画文書により管理する。

5 両当事者は、打上げ及び回収の役務の提供に関し、責任条約に基づいて負うことのある責任の分担につ

いて別の取極を締結することができる。

## 6 搭乗員の輸送

(a) NASAは、スペース・ローンチ・システム及びオライオン宇宙船その他の打上げ機又は宇宙船によつてゲートウェイへの及びゲートウェイからの搭乗員の輸送を提供し、並びにGOJに対し、GOJの搭乗員の打上げに関する宇宙機の準備状況及び飛行安全についての自己の評価を通報する。GOJへの通報には、IGA第十九条（データ及び物品の交換）及びこのMOU第十九条（物品及び技術データの移転）の規定に従い、GOJが要請し、NASAが同意した情報及びデータの提供を含むことができる。

(b) 両当事者は、ESAがオライオン宇宙船のための欧州サービス・モジュールの提供を計画することを了解する。

(c) GOJも、第八条（運営）の規定に従い、搭乗員輸送機を提供することができる。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、同条の規定に従い、搭乗員輸送機を提供することができることを了解する。

## 7 貨物輸送

(a) N A S A は、運用、利用及びエンジニアリング機能の維持のために、ゲートウェイのための貨物輸送サービス（打上げ及び移動を含む。）を提供する。

(b) G O J も、第八条（運営）の規定に従い、かつ、第七条（責任）1(a)19の規定に適合して、第五条（ゲートウェイの要素）5(d)2に掲げるゲートウェイのための貨物輸送サービス（物資補給）（打上げ及び移動を含む。）を提供することができる。G O J 及び N A S A は、ゲートウェイへの物資補給に対する将来あり得る日本の貢献（ゲートウェイへの打上げ及び移動であつて、ゲートウェイの物資補給サービス上の要求に応じ、かつ、これを満たすものを含む。）の概念について研究する。相互に合意する物資補給に対する貢献については、将来の実施取決めにおいて定めるものとし、第八条（運営）の規定に従い、かつ、第七条（責任）1(a)19の規定に適合したものとする。

(c) 両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、第八条（運営）の規定に従い、かつ、第七条（責任）1(a)19の規定に適合して、ゲートウェイのための貨物輸送サービス（打上げ及び移動を含む。）を提供することができることを了解する。

8 ゲートウェイに連結し、又は係留する追加的な宇宙機であつて、一の当事者又は両当事者が提供し、又

は支援するものは、第八条（運営）の規定に従ってG P C Bが運営するゲートウェイの運用に統合される。

#### 第十五条 通信

1 ゲートウェイの通信には、ゲートウェイ及び関連する運用を支援する全ての通信のためのデータの伝送を含む。

2 N A S Aは、ゲートウェイのための宇宙及び地上における通信サービスを関連する計画文書に従い計画し、及び調整するものとし、また、ゲートウェイに対する指令並びにゲートウェイの管制及び運用その他のゲートウェイへの通信の目的のために、主要な宇宙及び地上における通信ネットワークを提供する。

3 両当事者は、E S Aがゲートウェイに対する指令並びにゲートウェイの管制及び運用その他のゲートウェイへの通信の目的のための補完的な支援のために、欧州深宇宙ネットワーク（E D S N）を提供することを計画することを了解する。

4 ゲートウェイ参加機関は、G P C Bが許可した後、ゲートウェイに対する指令並びにゲートウェイの管制、運用及び利用の補完的な支援のために通信システムを提供することができる。

5 N A S A は、許可された通信システムの適合を支援するために必要な情報を提供する。ゲートウェイの通信に関連する技術上、運用上、規制上及びセキュリティ上の要求については、両当事者が他のゲートウェイ参加機関と連携して作成する適当な計画運営の仕組み及び文書により管理する。

6 両当事者は、ゲートウェイに関連して利用される通信システムを通過する利用データ及び運用データの秘密を確保するための措置をとる。

(a) この6の柱書きの規定にかかわらず、安全な運用を確保するために必要なデータは、両当事者が他のゲートウェイ参加機関と共に作成する計画文書に定める手続に従い各当事者及び他のゲートウェイ参加機関に利用可能なものとされるものとし、また、その利用は、安全上の目的に限られる。

(b) 両当事者は、相互に又は他のゲートウェイ参加機関に対して通信サービスを提供する場合には、自己の通信システム（自己の地上ネットワーク及び自己の關係者の通信システムを含む。）を通過中の利用データ及び運用データの財産権及び秘密を尊重する。両当事者は、相互に又は他のゲートウェイ参加機関に対して通信サービスを提供する場合には、自己の通信システム（自己の地上ネットワーク及び自己の關係者の通信システムを含む。）を通過中の個人データ及び医学データの秘密を尊重する。

(c) 両当事者は、他のゲートウェイ参加機関がこの6の規定に従い行動することを了解する。

7 両当事者は、自己のゲートウェイの情報技術（以下「IT」という。）資源（コンピュータ・ネットワーク、コンピュータ・システム及びデータ伝送システムを含む。）が、脅威、ぜい弱性及び漏えいを軽減するために十分なITセキュリティ・リスク管理の水準であつて、その資源の機密性、完全性及び可用性に合致するものにあることを確保する。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も同様のことを行うことを了解する。ゲートウェイのITセキュリティ・リスク管理の手続については、両当事者が他のゲートウェイ参加機関の協力を得て作成するゲートウェイ計画の文書により定め、及び管理する。

#### 第十六条 知的財産

1 このMOUは、一方の当事者の又はその貢献者の発明又は著作物であつて、このMOUの効力発生前に又は範囲外で行われ、又は創作されたものに対する権利又は利益（当該発明に係る特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）及び当該著作物の著作権を含む。）を他方の当事者に明示的又は黙示的に付与するものと解してはならない。

2 このMOUの履行において専ら一の当事者又はその貢献者によつて行われた発明又は創作された著作物

に対する権利又は利益（当該発明に係る特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）及び当該著作物の著作権を含む。）については、当該当事者又は当該貢献者が有する。当該当事者と当該貢献者との間の当該発明又は当該著作物に対する権利又は利益の配分は、適用される法令、規則及び契約上の義務によつて決定する。

3 両当事者がこのMOUに基づく活動の過程において共同発明を行うことは、見込まれない。ただし、当該活動の間に共同で発明が行われた場合には、両当事者は、次の事項について六十日以内に誠実に協議し、及び合意する。

(a) 共同発明に対する権利又は利益（当該共同発明に係る特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）を含む。）の配分

(b) 共同発明の特許権又はこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）を設定し、及び維持するために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置

(c) 両当事者間で交換し、又は一方の当事者が他方の当事者に付与する実施権その他の権利の条件

4 両当事者は、共同で創作した著作物の著作権の登録を決定する場合には、著作権を登録し、及び著作権

の保護を維持する（いずれの国におけるかを問わない。）ために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置について誠実に協議し、及び合意する。

5 両当事者は、他のゲートウェイ参加機関も、ゲートウェイを実施するためにN A S A又は合衆国政府との了解覚書に基づく活動の間に行う共同発明及び二以上のゲートウェイ参加機関が共同で創作する著作物について、3及び4に規定する協議手続に従うことを了解する。

6 各当事者は、I G A第十九条（データ及び物品の交換）並びにこのM O U第十八条（広報）及び第十九条（物品及び技術データの移転）の規定に従うことを条件として、このM O Uの履行において行われる活動から生ずる著作権のある著作物（専ら他方の当事者によって若しくは他方の当事者のために創作されたものであるか又は他方の当事者と共同で創作されたものであるかどうかを問わない。）について、自己のために複製し、派生的な著作物を作成し、頒布し、及び公表し、並びに他の者が自己に代わってそれらを行うことを認める取消し不能な無償の権利を有する。

#### 第十七条 資金に関する措置

1 各当事者は、自己の責任を果たすための経費（自己の人員の報酬、移動費及び生活費並びにこのM O U

の下で自己が責任を有する全ての装置その他の物品の輸送費を含む。)を負担する。

2 各当事者がこのMOUの下での自己の義務を履行するための能力は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。各当事者は、ゲートウェイに関する協力の重要性を認識して、それぞれの予算手続に従い、当該義務を履行するために必要な資金について承認を得るよう合理的な努力を払うことを約束する。

3 いずれかの当事者について、このMOUの下での自己の責任を果たすための能力に影響を及ぼす可能性のある予算上の問題が生じた場合には、当該当事者は、必要に応じ、速やかに他方の当事者及び他のゲートウェイ参加機関に通報し、並びにこれらと協議する。

#### 第十八条 広報

1 両当事者は、他のゲートウェイ参加機関と協議の上、ゲートウェイの詳細設計、開発、運用及び利用の期間における両当事者の協力的な広報活動のための指針を定める広報計画を作成し、並びにこれについて合意する。

2 両当事者は、1に規定する広報計画の指針の下で、ゲートウェイ計画におけるそれぞれの役割に関する広報を行う権利を保持する。両当事者は、ゲートウェイ計画における相互の責任又は活動に関連のある広

報活動に関し、相互に及び適当な場合には他のゲートウェイ参加機関と事前に調整することを約束する。

#### 第十九条 物品及び技術データの移転

1 このMOUの他の規定にかかわらず、両当事者は、この条の規定に従い、このMOUの下でのそれぞれの責任を果たすために必要な物品及び技術データ（ソフトウェアを含む。）のみを移転する義務を負う。このMOUの下での全ての活動は、物品及び技術データの移転を規律する国内法令（輸出管理に関するものを含む。）に従い行われる。このMOUのいかなる規定も、当事者に対し、自己の国内法令に違反して活動を行うことを要求するものではない。

2 インタフェース、統合及び安全に関する両当事者の責任を遂行するための技術データの移転は、1の規定により要求される場合を除くほか、通常、制限なしで行われるものとする。

3 物品、財産的価値を有する技術データ及び輸出管理を受ける技術データの全ての移転は、次の規定に従う。

(a) 当事者又はその関係者が物品又はデータのうち保護が維持されるべきものを移転する必要があると認める場合には、当該物品については特別の指定を行い、及び当該データについては表示を行う。

(b) (a)に規定する物品の指定及びデータへの表示においては、当該物品及び当該データが受領側の当事者及びその関係者によりこのMOUの下での受領側の当事者又はその関係者の責任を果たすためにのみ利用されること並びに当該物品及び当該データが提供側の当事者による事前の書面による許可なしに他の団体に開示され、又は再移転されないことを示すものとする。

(c) 受領側の当事者及びその関係者並びに物品又は技術データの二次的な移転を受ける他の者は、表示において示されている条件に従うものとし、当該物品及び当該データを許可されていない利用及び開示から保護する。

(d) このMOUの両当事者は、契約上の仕組み又はこれと同等の措置を通じ、自己の関係者及び物品又は技術データの二次的な移転を受ける他の者がこの条の規定に従うようにする。

4 このMOUの履行において交換される全ての物品、表示を付された財産的価値を有する技術データ及び表示を付された輸出管理を受ける技術データは、受領側の当事者又はその関係者及び当該技術データ又は物品の二次的な移転を受ける他の者によって専らMOUのために利用される。受領側の当事者若しくはその関係者又はMOUのために当該技術データ若しくは物品の二次的な移転を受ける者は、このMOUの下

での活動が終了した後、提供側の当事者又はその関係者の指示に従い、このMOUの下で提供された全ての物品、表示を付された財産的価値を有する技術データ及び表示を付された輸出管理を受ける技術データを返還し、又はその他の方法により処分する。

5 両当事者は、両当事者以外の者による技術データ及び物品の移転（例えば、将来発展が見込まれる企業間における技術データ及び物品の交換）のための許可の要請を迅速に処理するよう合理的な努力を払うものとし、また、このMOUの下でのゲートウェイのための協力に関連して行われる当該移転を奨励し、及び容易にする。当該移転については、この5の規定を除くほか、この条の規定を適用しない。当該移転については、国内法令を適用する。

#### 第二十条 惑星の生物学上の保護

両当事者は、国際宇宙空間研究委員会（以下「COSPAR」という。）の惑星保護方針及び実施ガイドラインに含まれる指針であって、このMOUの署名の時に実施されているものに従い、それぞれの適用される政策及び要求に基づく生物学上の惑星保護措置を適用する。両当事者は、将来の改正されたCOSPARの指針をこのMOUの下での協力について適用することを決定することができる。

## 第二十一条 協議及び紛争解決

1 このMOUの解釈又は実施に関する問題が生ずる場合には、両当事者は、相互に及び必要な場合には他のゲートウェイ参加機関と協議することに合意する。このMOUのいかなる規定も、この条に定める協議及び紛争解決の規定を利用する当事者の権利に影響を及ぼすものではない。

2 このMOUの解釈又は実施に関する問題については、当事者は、まず、解決のため、当該問題を両当事者のGPCBの構成員又は必要な場合にはGMPBの構成員に付託する。当該問題がこの段階で解決されない場合には、いずれの当事者も、当該問題を両当事者のそれぞれのGMCBの構成員に付託することができる。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関による検討を必要とする問題に関する場合には、協議が他の関係のあるゲートウェイ参加機関の代表を含むために拡大されることに合意する。

3 2の規定に従い解決されなかったこのMOUの解釈又は実施に関する問題については、いずれの当事者も、解決のため、日本国文部科学大臣及びNASA長官又はそれらの指名する者に付託することができる。両当事者は、他のゲートウェイ参加機関による検討を必要とする問題に関する場合において、適当なときは、当該問題がゲートウェイを実施するためのNASA又は合衆国政府と他のゲートウェイ参加機関

との間の了解覚書に規定する他のゲートウェイ参加機関の適当な長又はその指名する者にも付託されることを認識する。

4 この条の規定に基づく協議を通じて満足すべき解決が得られなかったこのMOUから生ずるいかなる問題も、IGAの関連規定に従い処理することができる。

#### 第二十二條 MOUの改正

このMOUは、両当事者の書面による合意により、いつでも改正することができる。いかなる改正も、IGAの関連規定に合致するものでなければならず、また、第二條（IGAとの関係）の規定に従うものでなければならぬ。

#### 第二十三條 言語

このMOUの下での全ての活動のための言語は英語とし、また、このMOUの下で作成し、又は提供する全てのデータ及び情報は英語によるものとする。この原則は、特定の場合において両当事者の決定により他の言語の使用が認められる場合には、その言語の使用を妨げるものではない。

#### 第二十四條 最終規定

1 このMOUは、両当事者による署名のうち最後の署名が行われた日に効力を生ずる。

2 GOJ又は合衆国政府がIGA第二十八条（脱退）の規定によりIGAからの脱退の通告を行う場合には、当該通告を行った当事者は、当該脱退の日にこのMOUを終了させたものとみなす。

3 一方の当事者によるゲートウェイへの参加の変更が他方の当事者の責任を果たす能力に重大な影響を及ぼす場合には、両当事者は、第二十一条（協議及び紛争解決）の規定に従い協議することに合意する。その協議においては、変更の悪影響を最小にするよう努める（変更を行う当事者が、影響を受ける当事者が既に行った作業を適切に認識することを含む）。

4 いずれの当事者も、少なくとも一年前に他方の当事者に対して終了する意図を書面により通告することにより、いつでもこのMOUを終了させることができる。このMOUを終了させる場合には、終了を通告する当事者は、他方の当事者に対する当該終了の悪影響を最小にするよう努める。

(a) GOJは、何らかの理由による自己の終了の通告に際し、全体的な計画の継続に必要な要素をその時の状態でNASAに移転する。GOJは、機械設備、図面、文書、ソフトウェア、予備品、工具、特殊

試験装置その他のNASAによって要請される必要な物品を迅速に提供する。GOJ及びNASAは、

第二十一条（協議及び紛争解決）の規定に従い協議を開始する（必要な物品の移転を適切に認識することを含む。）。

(b) GOJ及びNASAは、何らかの理由によるNASAの終了の通告に際し、第二十一条（協議及び紛争解決）の規定に従い協議を開始する。NASAは、GOJに対する当該終了の悪影響を最小にするよう努める（このMOUの範囲外の別の取決めによって定められることとなるGOJの貢献の利用を伴う相互に有益な協力のための代替的な機会を決定することを含むことができる。）。

5 このMOUの終了の場合においても、IGA第十六条（責任に関する相互放棄）、第十七条（責任条約）1及び2並びに第十九条（データ及び物品の交換）並びにこのMOU第十四条（輸送及び他の輸送機）5、第十六条（知的財産）及び第十九条（物品及び技術データの移転）の規定に基づく権利及び義務は、引き続き適用する。

以上の証拠として、正当に委任を受けた両当事者の代表者である下名は、この了解覚書に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により原本二通を作成し、日本国政府のために二千二十年十二月二十八日にワシントンで、及びアメリカ合衆国航空宇宙局のために二千二十年十二月三十一日にオクラホマ州タルサで署名した。

日本国政府のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国航空宇宙局のために

ジム・ブライデンスタイン